

社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会
佐倉東部地区社会福祉協議会 規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 この会は佐倉東部地区社会福祉協議会(以下「本会」という)と称し、事務所を佐倉市社会福祉協議会事務所内に置く。

(区域及び構成)

第2条 本会の事業対象区域は、佐倉東部地区(別表)を範囲とし、地区内居住者の福祉委員をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、佐倉東部地区内の住民が互いに協力し、地区居住者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 社会福祉のための啓発宣伝並びに調査研究
- (2) 青少年、児童福祉のための活動
- (3) 高齢者並びに障がい者及び児童福祉のための活動
- (4) 暮らしの福祉活動
- (5) 社会福祉に関わる文化事業及びレクリエーション活動
- (6) その他、この会の目的達成のため必要な活動

第2章 役員・福祉委員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 18名
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 理事は、佐倉小学校区・佐倉東小学校区・白銀小学校区からそれぞれ6名を推薦し、福祉委員会において選任する。

2. 幹事は、福祉委員会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 理事は、本会事業全般の計画及び推進を担当する。
- (2) 幹事は、会計及び事業の状況を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 役員の仕事は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時福祉委員会の終結の時までとする。但し、再任は妨げない。
- (2) 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会長・副会長・事務局長・会計の選出及び仕事)

第9条 本会に、理事の互選により、会長1名・副会長2名・事務局長1名・会計2名を置き、それぞれ次の仕事を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長が事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会議の運営及び事業の推進仕事を担当する。
- (4) 会計は、会計事務全般を担当する。

(福祉委員の選任)

第10条 本会の運営管理を円滑に推進するため、下記により福祉委員を選任する。

- (1) 佐倉東部地区区域別代表
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 主任児童委員
- (4) 地区内小中学校代表
- (5) 福祉協力者
- (6) その他必要と認めた者

2. 福祉委員は、社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会会長より委嘱を受ける。

(福祉委員の仕事)

第11条 福祉委員の仕事は次の通りとする。

- (1) 福祉委員の仕事は1年とする。
- (2) 補欠福祉委員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は、理事会・三役会・福祉委員会・事業部会とする。

(理事会)

第13条 理事会は理事を以って構成し、随時次の事項を審議調整する。

- (1) 福祉委員会に付議すべき事項
- (2) 本会の諸事業の調整に関する事項
- (3) その他必要な事項

(三役会)

第14条 三役会は、会長、副会長、事務局長で構成し、随時本会の事業全般について審議する。

(福祉委員会)

第15条 福祉委員会は福祉委員を以って構成し、本会の円滑な組織活動を促進するため次の通り開催する。

- (1) 福祉委員会は、年2回以上とし、会長が之を招集する。但し、災害等の非常事態により福祉委員会が開催できないと会長が判断した時、または市社協より中止の要請があった時は、その旨書面をもって福祉委員に通知する。
- (2) 福祉委員が福祉委員会を欠席する時は、必ず委任状を提出する。
- (3) 福祉委員会は、出席者と委任状の合計が福祉委員の過半数を以って成立する。
- (4) 福祉委員会の議長は、福祉委員の互選により選出する。
- (5) 福祉委員会は、次の事項を審議する。
 - ① 規約の制定及び改廃に関する事項
 - ② 事業計画及び予算に関する事項
 - ③ 事業報告及び決算に関する事項
 - ④ 役員を選任に関する事項
 - ⑤ その他必要な事項
- (6) 議決は、下記の如く行う。
 - ①福祉委員会における議決は、議長を除く出席した福祉委員の過半数の賛成を以って決する。但し、可否同数の時は議長の決するところによる。
 - ②第15条(1)項により福祉委員会の開催が中止となった場合は、書面をもって議決を行う。

(事業部会)

第16条 本会に、理事会の決定により事業目的別に事業部を置くことが出来る。

2. 福祉委員は、何れかの事業部に事業部員として所属するものとする。
3. 各事業部は、理事を事業部長とし、決められた事業計画を具体的に推進するため、随時事業部会を開催する。

第4章 会計・補則

(経費)

第17条 本会の経費は次の収入を以って充てる。

- (1) 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会からの支出金
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(会計)

第18条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの1ヶ年とする。

(弔慰金及び見舞金)

第19条 本会における弔慰金及び見舞金は次による。

- (1) 福祉委員死亡の場合 弔慰金 5,000円
- (2) その他特別の場合 会長が判断し、理事会の承認を得るものとする。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

(別表)

佐倉東部地区37区域(自治会、町内会、区)の、佐倉小学校区・佐倉東小学校区・白銀小学校区別区域割りは下記とする。

<佐倉小学校区 19区域>

仲町第一・仲町第二・間之町・肴町・中尾余町・最上町・裏新町第一・裏新町第二
袋町・弥勒町・野狐台町・栄町・瓜作団地・鍋山町・京成サンコーポ佐倉
エステプラザ京成佐倉駅前・ルネ京成佐倉グランレジデンス・ハイホーム佐倉
佐倉ステーションゲートサウスウイング

<佐倉東小学校区 9区域>

ハッコー佐倉マンション・将門町・千成・藤沢町・本町第一・本町第二・本町第三
さくらが丘・みどり野

<白銀小学校区 9区域>

大蛇町・堀ノ内団地・堀ノ内第二・堀ノ内市営・堀ノ内県営・上代区・高岡区・
白銀ニュータウン・市営大蛇住宅

(附則)

佐倉市社会福祉協議会佐倉東部支会会則は、平成17年3月31日をもって廃止する。
佐倉東部地区社会福祉協議会規約(以下本規約という)は、平成17年4月1日から施行する。

本規約の一部を改正し、平成18年4月1日より施行する。

本規約の一部を改正し、平成25年5月19日より施行する。

本規約の一部を改正し、平成29年9月1日より施行する。

本規約の一部を改正し、平成31年4月1日より施行する。

本規約の一部を改正し、令和3年6月1日より施行する。